

ハンド・イン・ハンド 街頭での募金活動について

街頭での募金活動をご検討の方は下記をご確認のうえ、[ツール申込](#)をしてください。

A) 公道を利用する場合

使用したい道路を管轄している警察署に「**道路使用許可申請書**」を提出して、許可を得てください。

B) 店舗・商店街・公園などを利用する場合

敷地の管理者・保有者から 必ず承諾を得てください。「**貴敷地使用許可申請書**」を事前に該当の場所の事務所に提出のうえ、許可を受けてください。

C) 駅敷地を利用する場合（首都圏以外）

事前に鉄道会社に許可申請（特に決まった用紙はありません）が必要です。

活動予定日の1か月前までに直接駅へお問い合わせください。

★尚、首都圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県）の駅での活動許可申請については、当協会が一括して申請しております。活動予定月の2か月前の20日が締め切りです。（例：12月5日の活動 → 10月20日締め切り）

★鉄道会社からの回答までに時間を要します。また、承認が下りないこともありますので、駅敷地以外の場所での活動も検討されることをおすすめします。

【駅敷地内募金活動に関するお願いについて】

危機管理の観点から、ユニセフ募金活動を駅敷地内にて行う時は、以下のガイドラインを遵守していただきますようお願いいたします。

- ① 事前に駅を訪問または連絡のうえ、募金活動実施（場所、人員、活動時間）の予定を伝えてください。
- ② 事前に最寄りの警察署の場所を確認してください。
- ③ 募金活動当日、駅長室へうかがい、駅長より当日の諸注意を受けてください。
- ④ 駅務に支障をおよぼしたり、旅客に迷惑を及ぼす状況であったり、そのような事態が予想された場合は速やかに募金活動を中止してください。
- ⑤ 酔っ払いなど、通行人絡みのトラブルが発生した場合の手順は以下の通りです。
 - ・募金活動の中止 ・事態の鎮静化を図ってください。
 - ・事態が悪化し、身の危険が懸念されるレベルと判断した場合、警察に通報し、対応をお願いしてください。
 - ・警察に対応を求めた旨、駅長に報告してください。
 - ・速やかに募金活動を終了してください。
 - ・トラブルの概要を日本ユニセフ協会へ事後報告願います。

以上